



## 理事長ご挨拶

\* 理事長 作花 知志

3月3日に、福祉オンブズおかやまが主催する人権講座で、田辺倉敷市議による「A型事業所問題」についての講演が開催されました。

田辺市議からは、破たんした「A型事業所」では、行政からその事務所に支給された補助金が、いかにずさんに管理されているかについての詳しいお話がありました。

憲法 89 条後段は、「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しています。この規定は、公金が私人に支給された場合、えてしてずさんな支出がされ、公金の無駄使いが生じることから、公金を私人に支給した場合は、その支出について行政がきちんと管理を行うことを義務付けたものです。その管理によって、行政自身がその公金を支出する場合と異なる状態が保てないのであれば、私人に対する支給は違法となる、という意味なのです。

とすると、大きな社会問題となっている「A型事業所の破たんと従業員の解雇問題」では、そのA型事業所自身の問題に加えて、それをそのA型事業所に支給した行政による管理の状態が、憲法 89 条後段が求める程度であったのかが、改めて問われなければならないはずだと思います。

地方自治法は住民訴訟を制度として認めています。それは、その地域の住民であれば、行政による公金の支出が違法であったのではないかと、という点を争点として、裁判所の判断を求めることができる制度です。住民訴訟の原告となる「住民」には「法人」も含まれることから、福祉オンブズおかやまが原告となって、その判断を求めることもできるようになります。A型事業所の破たん問題についても、福祉オンブズおかやまに求められる役割は大きいのではないかと、思っています。

### 新事務所連絡先

住所： 〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11  
電話番号： 080-2855-4322（相談ダイヤルと同じ）  
FAX 番号： 086-244-0120 ※ FAX 専用です

※事務所移転：2018年1月11日より

※郵便物は新所在地へ転送されますが、クロネコメール等の宅配便は転送できないおそれがあります。何卒ご了承ください。

### なぜ、A型事業所で障害者は解雇されなければならなかったのか？

～その問題点と今後の障害者就労のあり方を考える～

田辺 昭夫さん（倉敷市議会議員）

今年3月3日にゆうあいセンターにて、人権・福祉講座が行われました。今回の講座は、『「なぜ、A型事業所で障害者は解雇されなければならなかったのか？」～その問題点と今後の障害者就労のあり方を考える～』と題し、倉敷市議会議員である田辺昭夫さんからお話をいただきました。

昨年から今年にかけて倉敷市等の障害者就労継続支援事業所（A型）が閉鎖し、何百人もの障害者が突然解雇された、との報道がされています。私たちも、今回のあまりにも大きな事態に心を痛めています。今回は田辺さんから、これら事態が起きてしまった経緯や、わが国の障害者福祉の課題についてお話をいただきました。

以下に要約にて、内容を報告します。

・皆さんおはようございます。今日はこの人権講座にお招きいただき、ありがとうございますご紹介をいただきました。田辺昭夫でございます。本当にこの問題と言うのは、相模原の津久井やまゆり事件もありましたけれども、同じように障害者を、物のように切り捨てるという、本当に許せない思いでいっぱいです。

・障害者権利条約だとか、障害者差別解消法とか、法整備が進んでいて、一人一人大事にしていこうと言われている中で、こういうことが起こってしまう。この問題をどうしたら防ぐことができるのか。これからどうしていったらいいのか。本当にみんなで真剣に議論していかなければいけないと思っています。

#### 1. A型事業所で何が起きているのか

・就労継続支援事業 A型とはそもそも何なのか。「通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能な者に対して行う雇用契約締結による就労の機会を提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援」と書い

ているんです。

就労継続支援 A型（雇成型）・・・障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの一つ。「企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。」WAMNET 解説より

・B型は障害者総合支援法に基づいて支給決定によってサービスを受けることができるんですけども、A型はそれと同時に雇用契約を結ぶ。つまりA型は福祉のサービスと労働の契約という両方あるのが一番の特徴なんです。

就労継続支援 B型（非雇成型）・・・障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの一つ。「通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労

継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。」WAMNET 解説より

・厚生労働省が、A型について何を言ってるかと言うと、A型です作業・生産活動っていうんですけども。そこで得た収入から最低賃金を払うことが原則ですよ、ということを繰り返し言っているんです。

・閉鎖したのは「一般社団法人あじさいの輪」という4事業所、「株式会社あじさいの友」3事業所。これが廃止されたと言うことで、6月下旬に整理解雇のお知らせという形で出されました。結局、最終的に7月31日に223人解雇された（正確には約224名）。今、224名解雇されているうち200人くらいの人たちが再就職を希望されていて、大体160人ぐらいだと思うんですけども次の行き先が決まっています。30人ぐらいがまだ決まっていなかなあという状況です。

・その後、福山でも同じようなことが起きまして、11月16日に・・・これは福山市と府中市に「しあわせの庭」というところがあるんですけども、この2事業所が112人の解雇をしました。

・1月10日に株式会社フィルというところが倉敷の3事業所を残して岡山市、福山市、総社市の事業所を閉鎖すると発表しました（当時）。これは福山なんですけども、のぞみ福祉会と言うところが事業所を閉鎖して20人を解雇するということが起きてます。愛知でも株式会社「障がい者支援機構」というところでも同じようなことが起きています。大きく言って岡山、福山、愛知でこの問題が起きた。

・何が起きたのかと言うとですね、さっき言ったように、6月29日に、それまで何の兆候もないんですよ、朝になって、突然「障害者の皆さん集まって下さい」と言われて、一室に集められて、理事長がきまして、「経営悪化のために来月末で事業所を閉めます」ということだけなんです。謝罪も何もありません。

・とにかく「1ヵ月後に閉鎖しますよ」ということ

だけを伝えられたんです、そのことを聞いた障害者たちの中には、自分がこのあじさいで働いていたんだけど、「会社が倒産してしまうのは自分の働きが悪かったからじゃないか」と自分を責めている人たちがいるんですよ。

・解雇された障害者が失ったものは何かと言うと、当然1つは働く場なんですよ。・・・これは倉敷のわに診療所の和迹(わに)先生がこう言っています。「障害者が失ったものは、単に収入だけではない。それは通じて働くことを通じて同僚と築いた人間関係、さらには安心して一定の時間を過ごせる居場所、そして最も大切な人としての誇りです。」と言っています。私はこれに集約されていると思います。

## 2. なぜ、障害者の大量解雇が起きたのか その背景と原因を考える

・大きく言って4つあります。一つはきょうされん(共同作業所全国連絡会)が声明を出しています。「2006年に施行された障害者自立支援法では、さらに規制を取り払い、株式会社等にも参入の門を開いた。これにより、営利本位の企業までもが障害関連事業を実施できるようにしたことが、今回の大量解雇の発端と見てもよい。多様な主体が参入することで競争が起こり、サービスの質が向上する等として進められた規制改革の結果、障害のある人から働く場を取り上げることになってしまった。」と言うわけなんです。

・もともとこの規制緩和と言うのはいろんなところでやられていて、最初は介護保険の分野がそうですよね。社会福祉法人じゃなくても株式会社でもいいということになっていて、一番になったのが問題になったのがコムスンですよ。

コムスン事件・・・2007年6月、訪問介護等を提供していた株式会社コムスンが、介護報酬の「不正受給」「指定基準違反」といった行政処分を受けて、介護サービス事業から撤退した事件。この件で、これまで受けていたサービスが受けられなくなった利用者が全国におよび、介護保険サービスへの信

頼が損なわれた出来事として日本の福祉の歴史に刻まれている事件。

・本来は福祉事業ですから少なくとも社会福祉法人 また NPO 法人・・・すべてがいいわけではないですけれども、やはり営利を目的とするところが福祉をやるところに一番の問題があるんですね。

・結局、「儲け」ることが目的になるので、こういう問題起きたんです。だから根本的には障害者の福祉なんだけれども、そこに「儲け」を目的とする営利企業を参入させたという規制緩和が一番の問題。

・2つ目は、福祉を食べ物にする、「障害者ビジネス」の横行なんです。営利企業が全て悪とは言わない。営利企業 = 悪だと思っている訳ではないし。

・コンサルタント会社が暗躍して、「補助金目当て」の事業所・・・時々マスコミの報道です。「補助金頼み」の事業所だったから問題だったんだと言うふうにかかれていますがけれども、これは私違うと思います。「補助金頼み」ではなく、「補助金目当て」の事業をしたんです。

・コンサルタント会社の暗躍って言いましたが株式会社プロジェ・・・これはもともと広告代理店なんですけれども、そこが「(企業の) 皆さん、A 型事業所をしませんか？」と言う呼びかけをホームページでしたんですね。

・そのホームページは今は閉じられていますが、なんて書いてあったかというと・・・「年商 5 億円、社会貢献ができ、収益率が高く、景気に左右されない福祉事業」と言うふうに謳ってました。

・「障害者福祉事業は近年注目されているビジネスです」と言ってるんです。「収益率が高く、景気に左右されない福祉事業」といって、A 型事業所については、「給付金がもらえる」、「特定求職者開発雇用金 (以下、通称であるトッカエキンと表現します) がもらえる」、「運営が比較的楽」、「既存事業に適用でき給付金により安定的な運営をしながら、さらに

売り上げによる事業利益を狙うことができる」とし、「ビジネスとしてしっかりと収入を上げることができる注目の業界だ」と謳って説明会をしているんですね。

特定求職者開発雇用金・・・「高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者 (雇用保険の一般被保険者) として雇い入れる事業主に対して助成されます。」厚生労働省ホームページより

・この事業やるにあたって、「1 番肝心なのは事業認可だ」と。認可してもらわないといけない。株式会社プロジェは、「(事業認可のための) ノウハウとコネクションを最大限に活用しているので、弊社に任せていただければ、最短で事業起こすことができますよ」と言ってるんですね。

・障害者を 1 日就労させると、国・自治体からの給付金が施設に一日 (20 人以下だったら) 5,840 円入るんですよ。

・それともう一つは、ハローワークの方なんですけれども、トッカエキンが一人当たり最大 3 年間で約 240 万円入るんですね。それから報奨金というのがあって 1 ヶ月 2 万円くらい入るんです。これだけのお金が障害者を雇うと入ってくるんです。

・多分、トッカエキンだけで「あじさいグループ」は 5 億円位稼いでいるんですね。その補助金を獲得するために、このプロジェが呼びかけて出来た事業所が倉敷にいっぱいある。

・ここの募集のチラシには「3 万円あげますから 64 歳以下の皆さんいらっしゃい」って言うチラシですよ。これが新聞折り込みされたんです。

・しかもこれは「最低賃金を保障します」と、「ドア・トゥー・ドア」なんです。つまり送迎をつけますよ、ということ。これは障害がある方たちにとってはこんなにお話はないです。特にあじさいは、8 割位が精神障害者の方なんですよね。本当に引きこ

もっていたりとか、なかなか就労ができなくて、困っていたりして、家族の方がこれを見て、「あんたあんた、これ家まで迎えに来てくれるよ」「行ったら給料これだけもらえるよっ、行こうよ」って言った。

・しかも一番の味噌は、利用者の規模が60人と言うことなんです。これは全国でも・厚労省に行って確認までしたんですけれども。大体のA型事業所っていうのは10人から20人の規模なんです。ところがこのグループは、基本的に60人なんです。

・なんでそんなふうに集めるかと言うと、それだけたくさん集めれば、トッカエキンや補助金、報奨金が入ってくるからなんです。だからたくさん集めた。だからこれは補助金をたくさん集めることを目的として障害者をかき集めたと言うのが一番の原因だと思っています。

・過去、トッカエキンは2年間だったんです。これが3年になったんですけれども・全国でどういうことが起きていたかと言うと、2013年から2014年あたりに大阪や名古屋で、一つの法人の中でA型をいくつか作っておいて、2年間たったら、こっちとそっちの障害者を入れ替えるということをしていたことが分かりました。いったん解雇をしてまで、またこっちで勤めさせる。

・民事再生法に基づく再生計画とか、裁判所に出しているいろんな資料を手に入れているんですけれども、再生手続申請書と言うものがあって、細かくいろいろ書いていて、なぜ破綻したかっていうことも書いてあるんですけれども、

・A型は障害者に最低賃金を保証しないといけない、生産活動をやって、その中から（賃金を）出さないといけないということになっているんですが、あじさいの場合は、障害者は1日一人当たり120円位しか稼いでなかった。それで最低賃金を保証するのは大変だったんだと言ってるんです。

※岡山県の最低賃金（2017年10月1日～）

781円/時間

・「トッカエキンが切れちゃう」から、「切れたら障害者の雇用が継続できない」から、それで「うなぎの養殖をやったりとか、焼肉をやったりとかして、それをやるために過大な設備投資をしまして破綻した」って言ってるんですね。

・大体法律上はですねA型は、もっぱら社会福祉事業をしないとイケない、と言う規定があって、社会福祉事業じゃないことはやってはいけません。ですけれども、うなぎをやったりとか、倉敷市役所の真ん前にすごい美味しい鰻屋ができたんですよ、僕はみんなに鰻屋ができたなら行こうかって言った時に、そこだって話になって！

・障害者一人ひとりに寄り添ってその人たちが就労を継続する中で働くことの喜びを感じてもらい、社会の中で自分が生きていると言うことを本当に実感してもらおう。そして、できればそこから一般就労につなげていくのが本来のA型の目的なんですけれども、そんな事は彼らが関係ないんです。とにかく障害者が集まってくれて、国からずっとお金が入ってくる。そこまで解明ができていないんですけれども、それだけのお金が入っているの、いろんなことに使っているんじゃないかと、言うことを言われています。

・3つ目の問題は、行政の指導監査の脆弱性です。私は昨日、議会でもやっかみましたが、明らかに行政の指導監査の甘さというか、問題がかなりあったと言うふうに考えております。ただですね、もともと福祉の制度は性善説で成り立っているところがありまして、悪いところが入ってくるというのを想定していなくて、悪質な事業者が入っていたときに対応するノウハウを行政は持ってないんです。

・このコンサルタント会社は、ノウハウとコネクションがあると言ったじゃないですか、どういうことかといいますと、絶対に通るきれいな申請書を出してくるんです。潰れそうな中小企業に「(A型を)やりませんか」って声をかけて、申請書からサービス管理責任者まで全部やって、フランチャイズみたいにしてお金を吸い上げるみたいなことをしていま

す。

・そういうところ見抜けるっていうのは実は大変だということがあるんです。倉敷の場合は中核市なんですけれども、もともとは権限は岡山県にあったんです。事業所指定や指導監査の権限は県にあったんですけれども、数年前の倉敷市に降りてきました。

・これからもっといろんなものが下りてくる。けれども、そういう事業者に対する指導監督がわかる職員があまりないんですね。もともと行革のために職員が減らされてるのに、事業所はうなぎ登りに増えていますので、そもそも対応ができない状況があるように思います。

・それとですね、法律に規定されている指導権限に対する理解不足と言うのがあるんです。事業やっている方はわかると思うんですけれども、障害者総合支援法 10 条って言うのがあるんです。この 10 条とは何かと言うと、いわゆる実地指導です、施設を立ち上げた時に、半年ぐらい経ったら実地指導に入るんです。倉敷市はそれしかやっていない。

・48 条というのがあって必要があると認めたときには、その事業所に入って、帳簿書類等を見て、「それがどうなっているのか？」と言うことできるんです。

・この 48 条の権限があるということについて、倉敷市は認識をしていませんでした。私は委員会での問題を最初に取り上げたんですけど、・・・本会議で 1 回、委員会で 6 回取り上げたんですけども、このチラシを委員会に提出して、「こんな障害者の集め方をして、福祉事業じゃないでしょう」と、「これは明らかにとツカエキンと給付金を狙った障害者ビジネスだからこれは厳しく監査指導しなさい」ということを言ってきました。

・当局はなんて言ったかと言うと、「ご指摘を受けて、厳しく指導監査をして参ります」と言ったんです。だけど、この法 10 条に基づく実地指導を 1 回やっただけで、監査を全くやってないんです。やってな

いのはなんでかと言うと、この 48 条に書いてある内容の認識がなかったんです。

・今日、新聞の切り抜きを持ってきたんですけれども、山陽新聞がすごい頑張っていて・・・そこに山陽新聞が紹介してくださったものがあるんですけれども、私のことを書いてくださっているんですけれども、「悪しき A 型を警戒する声は、以前から倉敷市に上がっていて」「派手なチラシに踊る文句に強い違和感を覚えたからだ」と、「市の対応が鈍くてこうなってしまった」・・・ここに「今も眠れない日々がある」と書いてあるんですけども、たまたま今寝れないんだって言ったらこんなふうに作文されてしまったんですけれども（笑）。ただ私は・・・自分自身はずっと言い続けてきたんですけれども、結局止めることができなかった。一番最悪の解雇と言うことになってしまった、自分が本当に辛くて辛くて、自分の力不足というか・・・実感しております。

・昨日の議会で、保健福祉局長とやりあったんです。「行政の指導監査のあり方について検証しなさい」と「どうだったのかを検証して、問題点を明らかにして、今後に生かさない」と、「同じことが起きますよ」って言った。でも行政はそうは言っても、問題があったことを絶対認めないんです。どこの市町村でも同じだと思うんですけども。「うちが悪かった」とは絶対言わないんです。なんで言わないかと言うと、「悪かった」と言ったら裁判起こされるからなんです。

・4 つ目が労働行政と福祉行政の縦割りの弊害っていうのがあるんですね。障害者雇用率ってありますよね。今度 4 月から一般企業は 2.2% に上がりますよね。そういうものと同時に全体の障害者雇用率も効率を上げるって言う。

・厚生労働省っていうのは、昔は厚生省と労働省だったじゃないですか。厚生労働省に行ったらよくわかるんですけどもやっぱり旧厚生省と旧労働省と言うのはやっぱり分かれてるんですよ考え方が。労働省のほうは障害者雇用率をあげたいわけですよ。とにかく上げることを目的としている。だから上げる！

ただ一般企業の中で障害者を増やすって言うのはなかなかハードル高くて上がらない。一番上げやすいのはA型事業所を作ることなんです。A型事業所を作ってしまうと、そこに障害者が入ってしまうので、どんどん障害者の数が上がっていく。

・実は岡山県は、障害者雇用率が低かったんですけども、これはなんとかしないとイケないということで、国もA型を作れと言っていた、岡山県も障害者雇用率を上げたいものなので、A型の事業所を作れることを推奨してきたんですね。結果どうなったかと、人口比で利用者さんの数を調べているんですけども、岡山県はダントツ1位なんです。

・なんでダントツ1位になるかと言うと、事業所数では無いんですね。利用者数なんです。つまり、20人とか10人とかって言う事業所がいっぱいあるんじゃないかと、60人規模とか言うのがたくさんあるってことなんです。利用者さんがすごく多い。補助金目当ての事業所が増えたおかげで全国1位になった。

・それに呼応するかのように、岡山県の障害者雇用率というのが、1.5倍に増えました。いろんな数字があるんですけども全国3位とか4位になっている。これを岡山県は誇っているわけです。

・労働省の方も岡山県の方も、障害者の雇用をあげようとする。だから指導監査課がはからずも言っていたんですけども、「A型事業所どんどん作らないとイケないので、指導監査はそんなに厳しくしたらやっていけなくなるので！」と、若い職員が率直に言っちゃったんです。課長がすごい慌てて止めてましたけれども。本音はそこなんです。

・世界でもこういうやり方は、ないんだと思うんですね。障害者権利条約もそうですけれども、障害のある人たちがどこでも仕事ができる、選べる、選んで働くことができる、働く場がある、それを一般企業の中に作って行って、合理的配慮をして雇用するのが本来世界でやられていることなんです。

### 3. この間、厚生労働省交渉、レクチャー、県、市への申し入れ、各議会での論戦を通じて明確にし、実現させてきたこと。

・1つは利用者保護と言うことで、他と違って倉敷市は評価できる場所なんですけども、解雇予告をされた人に対して、就職説明会をハローワークと一緒にやっているんです。本来、まだ解雇されていない人に、ハローワークが出てきて説明会をするなんてことはありえないんです。相談会と名前を変えて、岡山県と倉敷市と労働局ハローワークが一緒になって、説明会やったと言う経緯があります。

・それから指導権限の明確化と言うことで、権限があるんだと言うことを明らかにさせたことがあります。

・岡山県が経営支援策を発表している。倉敷市も中小企業診断士を障害者福祉課に配置して来年度から事業所指導室というのを障害者福祉課の中にとると。

・これまでの指導監査の甘さを踏まえて、こういうものを作ってやっていきたいと思います。これが充分かと言うと、まだまだ問題があると思うんですけども、少なくともそういうことやってきたと言うことがあります。

### 4. 今後予想される事態

・今後予測される事態なんですけれども、厚生労働省はこの問題が起きてですね、A型事業所の見直しを指示をしております、1つは障害者福祉計画との関係で総量規制、どこの市町村も障害者福祉計画というのが大体案ができてるんですけども、そこでA型をいくつ作るかと言う数字を出したら、それを超えた場合は、新規の指定をしないことができるというものを作りました。

・賃金の支払いは、自立支援給付から支払うことを禁止する。生産活動であげたものから賃金を払いなさいよ。それをやるために、経営改善計画を出させて、1年間やってどうだったかと言う事を報告

させて、できなかつたら、でもできなかつたらもう一度やりましょうと、それでもダメだったら事業所に廃止取り消しをします。とちょっと厳しくなっている。

・A型をしている人たちにとって非常に困っているのは、これをやられると、大体全国でも生産活動から最低賃金を払っているところは3割位ですよ。後は払えていないんです。もともと障害者じゃなくても、企業が60人雇って、それを最低賃金の保障をしようかと言うと、それはなかなか困難ですよ。そこだけを締めていくというやり方は、真面目なことをやっている所にとって大変なことになってしまふ。どっちかと言うと、A型事業所の運営が困難になっていくやり方ですよ。

・私はこうやって障害者を食い物にするようなところを、残していくようなことではなくて、心入れ替えなさい。入れ替えがないんだったら、代表者を変えてください。そして事業所に起こすと。悪貨が良貨を駆逐しないための対策というか、本当に福祉の心をもってやっている事業所はたくさんあります。こういう悪い所が出てくると必ず絞ろうとしますよね。そのときにそこだけ絞ればいいんだけど、まじめにやっているところまで絞られてしまう。

## 5. 何を目指し、どう取り組むか。

・全Aネット（NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会）の萩原義文さん（NPO法人岡山県就労継続支援A型事業所協議会代表）も言われているんですけども、第三者委員会をきちっと作って、事業所指定や事業所運営については、しっかりそこを見ていく仕組みは必要だろうと、あと情報公開ですね。これは来年から義務化になりますので、情報公開はされると思うんですけども。

・まじめにやっているところへの経営支援。販路の拡大、これを国、県、市町村で行うこと。これが大変なんです。ただ単に中小企業診断士を置けばいいのかって、それだけではなくて、本当に仕事を確保できるような、仕組み作りをやらないといけな

いと思っています。

・それから相談支援事業所へのスキルアップの支援。障害者に寄り添った相談とモニタリング、もう一つの問題点でもあるんですけども、あじさいはこのチラシを見て、連絡するとハローワークに行きなさいって言われるんですよ。ハローワークに行って手続きをしたら、「はい」って言ってなるんです。

・でも障害者総合支援法の仕組みでは、自分が受けたサービスを申請して、そこでアセスメントを行って、相談支援事業所が絡んで、アセスメントをやって、あなたはA型で頑張れるかな？B型で頑張れるかな？ということをやった上で、支給決定するのが本来のやり方なんです。それを全部ふっとばしちゃったんです。

・(障害者自身が)「自分はA型だ」って言ってしまったら、相談支援事業所はそれに合わせた計画を書かざるを得ないという仕組みになってしまっている。そこはもういっぺん戻して、一人ひとり障害者の特性や思いを見ながら丁寧な支援をしていく、ことをやらないといけない。そのための相談支援事業所のスキルを上げていかないといけない。

・介護保険でいうところのケアマネジャーみたいな仕事なんですけど、それまで制度がない中で作ったので、資格なんてないんですから、だから何日間か講習を受ければ相談支援専門員になれる。本当に専門家を置かないといけないと思います。

・A型事業所の制度設計はこれでいいのか？企業の障害者雇用率の向上とか、そもそも雇用政策の見直しが必要だと、A型、B型の形が本当にいいのか？も含めてね、これは国の政策の問題だと思うので、国政問題としてしっかり取り組んでもらいたい。

## 6. おわりに

・障害者の権利条約に則て、障害者の尊厳が、尊重される社会の構築、これが一番大事だと思って

います。

・障害者の権利条約に則て、障害者の尊厳が、尊重される社会の構築、これが一番大事だと思っています。

・日本障害者協議会（Japan Council on Disability）があります。障害者フォーラム JDF というのがあって、きょうされんの事務局長もされている藤井克徳さんって方が、「障がい者をしめ出す社会は弱くてもろい」（全障研出版部 2017）って本を出されましたけれども、この中でもおっしゃってますけど、障害者一人ひとりに寄り添ったそういう支援と取り組みをね、本気で全体で考えて行かないといけなと、思っています。以上で私の話しを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

.....

当日の講演の要約は以上ですが、その後、株式会社フィルの破綻による大量解雇が再び起こってしまいました。今回の問題を考えようと力を出し合っているところで、再び悲しい出来事が起こってしまいました。

今回のような事態は、営利のために助成金を得ようとする事業者、障害者雇用率を上げようとする自治体、福祉行政と労働行政のバランスを欠いた制度設計をした国政、それぞれに責任があることが分かりました。ですが、この問題を容認すれば私たちも同罪でしょう。このことを知り、そうはさせない声をあげることの大事さにも改めて気づかされました。

以下に当日の感想を掲載します。

#### 【感想】

「全体像が把握でき、問題点が良く分かりました。周りの人間にも伝えていき、できることをしていきたいと思います。」

「就労継続支援事業 A 型 利用者数の人口に占める割合グラフに驚きました。規模の大きい事業所が多いという説明に納得しますが、岡山は障害者を食物にする事業所（者）が多いということなのでしょうか？大企業への雇用の働きかけをもっと力をいれるとか。根本は、国政問題にゆだねるしかないのか、と思いますが、我々も支援をしていかなければならないと痛感しました。ありがとうございました。」

「よくわかりました。新聞で知ったのですが「なぜこんな問題が起こってしまったのか？」仕組みも事件の内容もよく知らない単語がたくさん出てきて???でした。お話しを聞いてこれは「詐欺だった」、障害者、職員等はもちろん経営者すら騙されていたのではないかと思います。大がかりな詐欺事件で、これが通ってしまうシステムの不備をどうすればよいのか深く考えさせられました。行政ができないのなら施設の不正を見抜くため第三者評価を受けることを義務にすれば外からの目も入り、不正も減り、良くなると思います。（仕組みの一つとして）障害者を守るためには、相談支援が十分できるような体制をとって欲しい。」

文章・要約：藤井 宏明

## リレーコラム 第12回

今回のリレーコラムは、第6回福祉オンブズ相談員養成講座にも登壇していただいた山口さんです。山口さんは、報道のとおり現在の職場である学校法人と裁判を交わしている最中です（4月9日、学校法人が最高裁に上告）。その理由は、山口さんの障害を理由にした職務の配置転換にあります。山口さんは、子どもの頃から視力や視野の低下を伴う病気にかかっています。でも、日常的な工夫や周囲の理解があれば働くことに影響はありませんでした。そこを学校法人側は視力低下を理由に大学教員から事務へと配置転換を命じたのです。山口さんにとっての、大学教員として「働く権利」はどうなってしまうのでしょうか。現在も闘い続けている山口さんから、皆さんへのメッセージをぜひお読みください。

### 「働く権利」について考えてみませんか？

山口 雪子さん（岡山短期大学 幼児教育学科 准教授）

2016年3月23日に岡山短期大学を提訴した裁判は、昨年3月28日に第1審、本年3月29日に控訴審判決をいただきました。「授業担当から外し学科事務に専念する」という職務変更は視覚障害を理由とする差別的取扱であり無効との判断がいずれの判決でも示され、勝訴しました。皆様からのご支援の賜です。ありがとうございます。

しかしながら「大学教員として授業する権利」は第1審・控訴審ともに認められませんでした。司法では賃金は労働者の権利だが、労働は義務であって権利ではないと解釈されています。労働の対価として賃金が支払われるのですから、当然の見解ではあります。でも労働の中身の内容を問えなくて良いのでしょうか？

短大が私に命じた「事務」は多くの人にとって「授業」より取り組みやすい業務に感じるかもしれません。しかし、視力のない私にはレイアウトなどの書類の最終チェックはできません、様々

届く書面に目を通し分類・整理することも困難です。較べて授業は積み上げてきた知識やスキルを伝えることができ、自分にしかできない仕事ができていると思えます。障害者は何でもできる訳ではありません。その自覚から、働く、社会参加する上で自分なりの工夫を考え努力をしています。できることに制限があるからこそ、仕事の中身・内容を権利として認めてもらいたいと願うのです。自分のできる工夫と努力で仕事を続け、社会参加したいとの願いは障害者にとって分不相応でしょうか？賃金をもらっているだけ有り難いと社会の職場の隅っこで小さくなっていてはいけないうのでしょうか？

多種多様な障害があり、不慮の事故や病気で中途障害となる事例も考えれば、現在の労働者の権利について考え直してみる必要があるのではないのでしょうか。障害を含め、様々な事情を抱える全ての人が自分らしく社会参加し、自己実現や社会貢献できる豊かな社会を築くきっかけとして考えていただければ幸甚です。

※山口さんの裁判についてもっと知りたい方は、「山口雪子さんを支える会」のホームページなどを閲覧ください。 <https://yamaguti-yukiko-support.jimdo.com/>

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

## 第 5 回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第 5 回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

当法人も法人化より 5 年目の節目を迎えることとなります。今回は、第 3 期役員改選もあり、重要な位置づけとなる総会となります。皆さまの応援があればこそその福祉オンブズおかやまです。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

### 記

日 時：2018 年 5 月 26 日（土）11 時 40 分～12 時 40 分

※記念講演 10 時 00 分～11 時 30 分

※記念講演講師：田村朋久さん（長島愛生園歴史館主任学芸員）

場 所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

※当日は、公共交通機関にてお越しいただきますようお願いいたします。

議案：

1. 2017 年度 活動報告
2. 2017 年度 決算
3. 2018 年度活動方針案
4. 2018 年度 予算案
5. 役員改選

※定時総会当日は、総会資料をご持参ください。

以上

第5回 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま定時総会 記念講演のご案内  
『人権が尊重される社会のために～ハンセン病問題から学ぶ～』

講師：田村 朋久さん（長島愛生園歴史館主任学芸員）

日時：2018年5月26日（土）10時00分～11時30分

※記念講演終了後には、第5回定時総会（11時40分～12時40分）を行います。

場所：きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター研修室

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

参加定員：50人

参加費（資料代）：500円（会員） 800円（非会員）

当法人の第5回定時総会の記念講演として、長島愛生園の主任学芸員である田村さんからお話しを聞かせていただきます。長島愛生園の説明については、多くの言葉を必要としないと思います。ですが、ハンセン病の歴史を私たちはどのくらい知っているのでしょうか。負の歴史から目を背けることは、未来にも目を向けることはできないでしょう。この機会に、私たちと一緒に、ハンセン病患者への人権侵害の歴史を学び直しませんか？

■講師からのメッセージ

ハンセン病。テレビや新聞で目にした方は大勢いらっしゃると思いますが、詳しくご存じの方は案外少ないのではないのでしょうか。今年は療養所がある長島に橋がかかって30年という節目の年です。この機会に、ハンセン病とそれを取り巻く諸問題を学び、我々はどうあるべきか、共に考えてみませんか。

■講師略歴：

1999年福山大学経済学部卒

2001年より長島愛生園勤務。

2003年、長島愛生園歴史館の立上げに従事。

同年、博物館学芸員資格を取得、現在は長島愛生園歴史館運営事務局責任者・主任学芸員、年間1万人以上の来館者に対しハンセン病問題の解説を行うとともに、各地で講演活動も行っている。

2008年、岡山南ロータリークラブより職業奉仕賞受賞。

2010年4月より公益財団法人日本科学技術振興財団に移籍。

2016年4月より公益財団法人日本財団に移籍。長島愛生園歴史館に出向し、事業を継続している。

長島愛生園歴史館主任学芸員

長島愛生園歴史館事務局責任者

長島愛生園附属看護学校非常勤講師

公益財団法人長瀬会評議員

■申込方法：

事前に当法人のFAXかメールにてご連絡ください。（当日参加も可ですが、極力事前申し込みをお願いします。）

FAX：086-244-0120

※記念講演チラシの裏面にFax用紙がついております。

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

メールで送られる際、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）を記入ください。

※電話の場合は、毎週日曜日10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885-4322

（相談ダイヤル兼）

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。